レンタルのニッケン
安全ニュース
2008年 新年号 No. 73
Safety news
(株)レンタルのニッケン
編集・発行:安全・技術部/営業業務部
お問い合わせは：TEL03-5512-7670
発行日／2008年 1月 1日

恭賀新年 2008

「安全」で「安心」な作業環境をご提供するために…

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。
弊社は、創立以来４０年、「お客様へ安全・安心のご提供」を最優先事項として捉え、技術力・サービス力を充実させて参りました。
お客様に喜んで頂ける商品を揃えるために、お客様の声を建機メーカー等へ反映し、また、弊社独自の安全・安心基準に基づいた仕様等々を組み入れた商品開発にも積極的に取組んでおります。
これも、「レンタル会社ならでは」のお客様への貢献と考えております。
ご提供商品の点検・整備を行うサービス職社員は、７割が整備士の国家資格を有しております。お客様が、使用中の機械故障や操作ミスによる作業中止が無いよう日々の予防整備に積極的に取組み、巡回検査員がお客様の現場を訪問させて頂いております。
また、昨年、弊社創業の地である栃木県足利市に「研修センター」を開設し更なる技術力・サービス力の向上に取組んでおります。
社会から信頼される「よき企業市民」として、「お客様とより良いパートナー」として、お客様に喜んでもらえる事が私たちの心の支えであり、ご愛顧いただいた全ての皆様から「良かった」とご満足頂ける企業を目指して参ります。
より一層のご支援と、ご愛顧を賜わりますようお願い申し上げます。

株式会社　レンタルのニッケン
代表取締役社長　仲代　吾朗

DVDのご紹介

お客様に弊社の信頼性・安全性への取組みをご案内するDVD（安心・安全なレンタル商品）や、弊社の多彩な商品の稼動現場を収めたDVD（稼動現場集：ニッケンのレンタル商品）を制作致しました。
是非、ご覧頂ければ幸いです。

安心・安全な
レンタル商品DVD

稼動現場集
ニッケンのレンタル商品DVD

contents 目次

特集 新年のご挨拶
「安全」で「安心」な作業環境をご提供するために
2008年「安全ニュース」発行予定のお知らせ
既刊「安全ニュース」の掲載情報の概要

※前月号にて予告致しました「防災ボランティア」は、次回以降への掲載に変更させていただきましたので、ご了承下さい。

2008年 2月号の予告
特集
省エネルギー月間にあたり

「安全」で「安心」な作業環境をご提供するために

1. “安全で安心な作業環境”は、使用する建設機械の「安全確保」から

建設業の作業者の方達を対象とした調査（平成16年、厚生労働省）結果で、労働災害防止対策を希望されている方（「ある」）が全体の70.4%で、その「希望されている対策」の一番目の項目として**「日数に余裕を持った工程にする」**（79.9%）が挙げられています。

この結果を平成11年と平成16年で比較すると、**「工期が短縮されていると思う」割合は61.2%**に上り、安全衛生面の影響に対する意識別の調査で**「何らかの影響が生じている」**と感じている方が、職種別に見ても概略70%～85%と言う結果が示されています。

工期短縮による安全衛生への影響の職種別意識割合（平成16年）

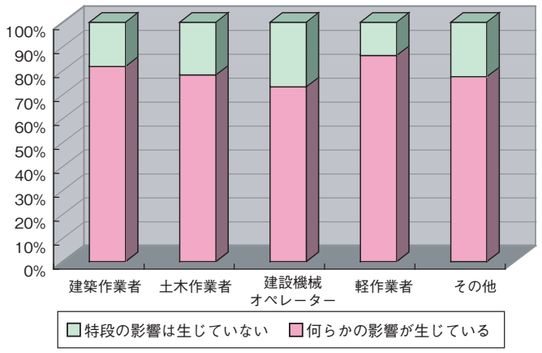

上記の結果から、**“時間に余裕を持って作業できる環境”づくりのため、作業の手間や作業時間のロスを最小限に抑えること**が必要です。また機械に関しては、機械トラブルや機械の操作トラブルによる作業ストップのような時間のロスを避ける為、稼動機械の定期点検、予防整備、取扱説明による“安全で安心な作業環境”づくりが上記の改善につながると考えられます。

2. “安全で安心な作業環境”は、現場で作業される方の「安全確保」から

機械と作業環境の「安全」と「安心」が確保されても、作業する人達が「安全な行動」を実施しない限り、災害発生は避けることが難しいのではないでしょうか。

右図の様に、建設業の現場において平成14年に「不完全な行動が原因」となって発生した死傷災害統計の中で、その項目別の発生状況を分類して見ると**「作業手順や取扱説明書等を遵守する行動をとることで防ぐことが可能な行動項目」**に該当すると思われるものが、**71%**を占めています。

不完全な行動別の死傷者の割合（平成14年）

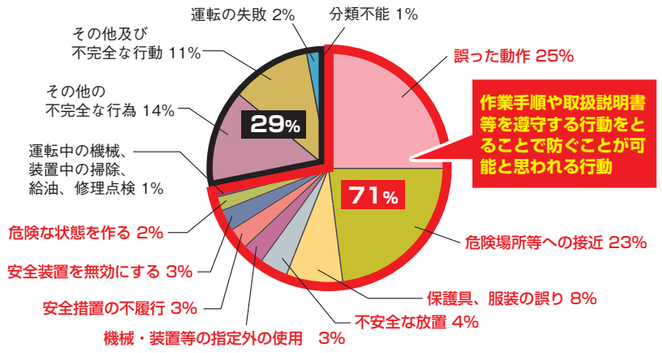

作業の安全を確保するためには**「取扱説明書、機械の操作・取扱方法等の関係者への周知の重要性」**を理解する！

作業手順や取扱説明書等を遵守する行動によって防ぐことが可能と思われる **“不完全な行動”**

- ○誤った動作
- ○危険場所等への接近
- ○保護具、服装の誤り
- ○不安全な放置
- ○機械・装置等の指定外の使用
- ○安全措置の不履行
- ○安全装置を無効にする
- ○危険な状態を作る
- ○運転中の機械、装置中の掃除、注油、修理点検

不完全な行動とは …
災害の要因となった人（本人、又は第三者）の不完全な行動（故意又は不意）を言っています。

対策として…

周知徹底がポイントです!!

周知徹底を要する項目

- ○機械の取扱説明書を読み、理解する。
  ＜取扱説明書具備要件＞
  「労働安全衛生規則」第666条
  「建設機械施工安全技術指針」第29
- ○取扱方法を理解して機械を使用する。
- ○作業計画に従う。
- ○作業手順を確立する。
- ○手順を遵守する。

作業の安全確保

レンタルのニッケンでは、次の取り組みを行っています。

■ 巡回月次点検　毎月1回の法定点検を代行

レンタル商品の安全確保と法で定められている月次点検の完全実施を目指し、平成16年10月から弊社独自システム（「巡回検査員制度」）の社内発足を受けて、全国の整備担当者の中から**①機械の操作資格、②整備資格、③技術的な知識、④商品知識、を有する者**30名を検査員に任命し、マニュアルに従い全国の現場稼動商品に対する月に一度（月次）の巡回点検を実施しております。

- 法定期間内に点検を実施、点検表を提出、同報告書を3年間弊社にて保管

POINT!

- ★定期点検・予防整備を行う事により、故障で作業停止した時に発生する「手待ち」を抑制！
- ★資格を持った優秀な整備士が多数！安心して機械をお使い頂けます。

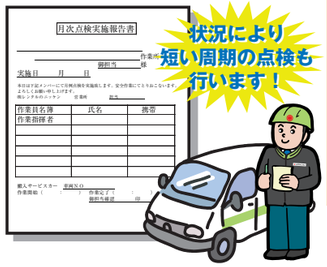

◆安全衛生規則　第百九十四条より抜粋◆

第百九十四条の二十四
事業者は、高所作業車については、一月以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。

一　制動装置、クラッチ及び操作装置の異常の有無
二　作業装置及び油圧装置の異常の有無
三　安全装置の異常の有無

第百九十四条の二十五
事業者は、前二条の自主検査を行なったときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 検査年月日　二 検査方法　三 検査箇所

第百九十四条の二十七
事業者は、高所作業車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、制動装置・操作装置及び作業装置の機能について点検を行わなければならない。

「事業者」とは…
安衛則でいう「事業者」は「元請」「機械貸出者」のいずれか見解が分かれるところですが、過去の監督署指導では「元請」に対する指導のみ。
有事に備えてきちんとした点検が必要です。

※月次点検は有料となります。消耗品（バッテリー液・オイル・グリス・作動油 他）修理・交換にともなう部品代は実費でのご請求となります。

■ レンタル商品の取扱説明書等をお手元に確保するために！

これら「関係法令」と「指針」の該当内容を踏まえて、弊社では**「政令で定められた機械」**に該当する機種について、皆様の作業の安全を確保していただくため、ご使用いただく機械の「使用上注意すべき事項」や「取扱説明書」を運転・操作する人が確実に見ることが出来るように、運転席（または、運転パネル）付近に独自の**「安全バッグ」**（弊社呼称）を備付け、その中に対象となる書面を常備しておりますので、「作業の安全」を確保するためご活用下さい。

※現在、取付対象を該当機種以外の商品にも拡げております。

【ご参考】実物の写真

＜安全バッグ＞の概要

1. 該当する機種
   高所作業車、移動式クレーン、車両系建設機械、不整地運搬車、発電機、コンプレッサー
2. 備え付け場所
   ①当社独自の「書類ケース」（樹脂製）が装備されている機械は、その中に☒
   ②「書類ケース」（樹脂製）が装備されていない機械は、雨の掛からない場所に☒
3. 備え付け書面
   ①「当該機械等の能力」：取扱説明書☒
   ②「当該機械等の特性その他その使用上注意すべき事項」：取扱説明書☒
   ③法定検査記録控え（定期自主検査記録簿）、貸出時点検表

レンタルのニッケン

皆様の災害防止とKY活動に「安全ニュース」をご利用下さい!!

「安全ニュース」は、2002年の創刊以来、お客様よりご意見・ご要望・そしてご指導を頂きまして、今年で7年目を迎えることができました。お客様に大変感謝を申し上げます。

これからも皆様に「安全」と「安心」をご提供できる情報発信として、また今まで以上に充実した紙面作りを目指して参ります。

これからの紙面作りとして、下記に今年一年の発行予定を掲載いたしました。また、既刊の情報項目から災害情報を種類別にまとめ、一覧を作成致しましたので、皆様の職場における災害防止活動とＫＹ（危険予知）活動の参考資料としてお役立ていただければ幸いです。

末永くご指導・ご鞭撻をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

▲安全ニュース創刊号

2008年「安全ニュース」発行予定のお知らせ

★下記に今年一年の発行予定表をまとめましたので、ご参考としていただければ幸いです。

また、今までメインとしていた「安全・衛生」関連の情報に加えて、今年から「環境」に関する情報についても、できるだけ多くの情報を盛り込み、今まで以上に充実した紙面作りを目指して行きます。

	主テーマ	副テーマ
新年号	新年のご挨拶	
2月号	「省エネルギー月間」にあたり	
3月号	「建設業年度末労働災害防止強調月間」にあたり	春の全国火災予防運動
4月号	「春の全国交通安全運動」にあたり	新規入場者
5月号	「水防月間」にあたり	建設産業構造改善推進週間
6月号	「危険物安全週間」にあたり	土砂災害防止月間　or　砂利災害防止月間
7月号	「全国安全週間」にあたり	熱中症
8月号	「電気使用安全月間」にあたり	道路ふれあい月間
9月号	「クレーンの日」にあたり	全国労働衛生週間準備期間
10月号	「全国労働衛生週間」にあたり	高圧ガス保安活動促進週間
11月号	「土木の日」にあたり	職業能力開発促進月間
12月号	「建設業年末年始労働災害防止強調期間」にあたり	雪崩防災週間

【お願い】

今後の紙面作りにあたりまして、ご意見・ご要望等ございましたら、弊社ホームページの「ご意見・ご感想」欄への書き込みをお願い致します。

皆様のご意見・ご要望を反映できるよう努めて参ります。

既刊「安全ニュース」の掲載情報の概要

既刊72号までに皆様にお届けした情報の中で、特に災害防止に関係する内容につきまして、災害の種類別に抜き出しました。

既刊の詳細につきましては、お手数でも弊社ホームページの「安全ニュース」に掲載してありますので、下記【弊社ホームページのご案内】に従いご確認いただき、皆様の職場での災害防止活動やＫＹ活動にお役立ていただけますようお願い致します。

災害情報の種類	情報が掲載されている既刊号数										
高所作業車／高所作業＆墜落災害	5	6	19	28	31	38	41	42	43	63	68※
クレーン等に関連する災害	2	3	12	24	33	37	57	59	71		
建設機械等に関連する災害	1	45	52	53	68	71					
電気＆感電災害	8	20	21	32	44	56	68				
自動車＆交通災害	48	60	72								
フォークリフトによる災害	13										
土砂崩壊等の災害	50	65									
倒壊や落盤等による災害	49										
自然災害（雪崩／風水害／落雷等）	15	33	48	60	63	72					
爆発＆火災に関連する災害	60	61									
有害物質等による災害	54										
業務上疾病（振動／石綿）	11	34	36	46	58						
熱中症による災害	31	54	67※								

※印…号外

弊社ホームページのご案内

創刊からの「安全ニュース」が掲載されております！是非、ご覧下さい!!

レンタルのニッケン　検索　http://www.rental.co.jp/

もしも既刊の印刷物をご希望される場合は、
弊社ホームページの「ご意見・ご感想」欄から、又は営業所窓口にお申し付けください。

レンタルのニッケン

安全ニュースで取上げたい題材やご意見ご要望等がございましたら下記eメールをご活用下さい。

e-mail：nikken@rental.co.jp

ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧下さい。

http://www.rental.co.jp

K